

新型コロナウイルス感染症患者の発生について

令和3年9月18日
京都府新型コロナウイルス
感染症対策本部
京都府健康福祉部健康対策課

以下のとおり、23名の陽性者が判明しましたのでお知らせします。
引き続き、患者の濃厚接触者の把握など積極的疫学調査を確実にを行い、感染拡大防止に
取り組んでまいります。
また、52名の方が退院及び入院勧告解除されましたので、併せてお知らせします。

1 陽性が判明した方の概要

別紙1のとおり

報道に当たっては、個人情報の保護に御配慮いただくとともに、医療機関や関連施設の
取材に当たっては、混乱や風評被害が生じないよう特段の御配慮をお願いします。

2 退院及び入院勧告解除の状況

別紙2のとおり

厚生労働省の基準に合致したため、退院及び入院勧告解除

【参考】退院に関する基準（厚生労働省通知抜粋）

- (1) 人工呼吸器等による治療を行わなかった場合
- ① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
 - ② 発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法又は抗原定量検査の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合
- (2) 人工呼吸器等による治療を行った場合
- ③ 発症日から15日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
 - ④ 発症日から20日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

療養者の状況（9月17日）

療養者数	うち重症者数 ※1	
	高度重症病床	その他 ※2
1,508名	16名	0名

※1 人工呼吸器管理又は体外式心肺補助（ECMO）による管理が必要な者

※2 重症病床に入院後に人工呼吸器管理が必要になり、引き続き重症病床で療養している者

PCR検査の状況（9月17日）

件数	新規陽性者数	陽性率（7日間平均）
1,485件	121名	10.1%



～ 京 都 府 報 道 発 表 資 料 ～

京都府広報監 まゆまる

本件に関する問い合わせ先 075-414-4723
その他新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ先 075-414-5487

別紙 1

陽性が判明した方の概要

府番号	在住地域等	年代	性別	現在の症状程度	判明している概要	感染経路
34803	乙訓	20	男性	軽症	会社員	判明
34804	乙訓	20	男性	軽症	会社員	不明
34805	山城北	80	女性	軽症		不明
34806	山城北	20	男性	軽症	会社員	判明
34807	山城北	40	男性	軽症	会社員	判明
34808	山城北	70	男性	軽症		判明
34809	山城北	70	女性	軽症		不明
34810	山城北	60	男性	軽症	公務員	判明
34811	山城北	80	女性	軽症		不明
34812	山城北	40	男性	軽症	会社員	不明
34813	山城北	50	男性	軽症	会社員	判明
34814	山城北	30	男性	軽症	会社員	不明
34815	山城北	10	男性	軽症		判明
34816	山城北	10	男性	軽症		判明
34817	山城北	30	男性	調査中	自営業	判明
34818	山城北	70	女性	無症状		判明
34819	山城北	40	女性	調査中		判明
34820	山城北	30	男性	軽症		判明
34821	南丹	40	男性	軽症	自営業	不明
34822	南丹	10未満	男性	無症状		判明
34823	南丹	10未満	女性	無症状		判明
34824	南丹	30	女性	軽症	会社員	不明
34825	中丹東	10	女性	軽症		判明

別紙 2

退院及び入院勧告解除の状況

府番号	解除日
23089	R3. 8. 31
29079	R3. 9. 10
29447	R3. 9. 16
31308	R3. 9. 16
31672	R3. 9. 16
32072	R3. 9. 16
32086	R3. 9. 16
32088	R3. 9. 16
32089	R3. 9. 16
32653	R3. 9. 16
32975	R3. 9. 16
32976	R3. 9. 16
29016	R3. 9. 17
29466	R3. 9. 17
29485	R3. 9. 17
31652	R3. 9. 17
31695	R3. 9. 17
32392	R3. 9. 17
32615	R3. 9. 17
32671	R3. 9. 17
32903	R3. 9. 17
32915	R3. 9. 17
32928	R3. 9. 17
32930	R3. 9. 17
32954	R3. 9. 17
32966	R3. 9. 17

府番号	解除日
32980	R3. 9. 17
33325	R3. 9. 17
33327	R3. 9. 17
33330	R3. 9. 17
33333	R3. 9. 17
33335	R3. 9. 17
33337	R3. 9. 17
33338	R3. 9. 17
33342	R3. 9. 17
33343	R3. 9. 17
33557	R3. 9. 17
33565	R3. 9. 17
33567	R3. 9. 17
33568	R3. 9. 17
1508	R3. 9. 17
33748	R3. 9. 17
33767	R3. 9. 17
33775	R3. 9. 17
33783	R3. 9. 17
33786	R3. 9. 17
33965	R3. 9. 17
33968	R3. 9. 17
34137	R3. 9. 17
34268	R3. 9. 17
34362	R3. 9. 17
34556	R3. 9. 17